

生駒市規則第 1 4 号

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 1 8 年 1 2 月生駒市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 1 7 条の規定による補導処分として婦人補導院」を「同法第 6 6 条の規定による決定により少年院」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。